

高付加価値・滞在型グリーンツーリズム商品造成・実施業務 仕様書

1 目的

本市の農業は、農業者の高齢化や後継者不足により農家人口や経営耕地面積の減少が続いているが、一方で、近年、54年ぶりに酒蔵が誕生したほか、世界的な知名度を有するフランスの老舗ワイナリーが醸造施設の建設と醸造用ぶどうの圃場を展開するなど、新しい農業資源の発現により、国内でも希有な日本酒・ワイナリーを核とした「高付加価値・滞在型グリーンツーリズム」推進の素地が整いつつある。

本事業では、本市の農業形態や農村地域の現状を把握し、持続可能な高付加価値・滞在型グリーンツーリズムを確立し、農村地域の活性化につなげることを目指すものである。

2 業務の名称

高付加価値・滞在型グリーンツーリズム商品造成・実施業務

3 業務の内容

(1) 業務全体概要・スケジュールイメージ（令和6年度）

5月	契約締結，業務内容確認打ち合わせ
6月	農村地域現地調査・ヒアリング調査の実施 ※採択された企画の商品案（2本）をベースに，本市で実現可能な商品として調整をするために，農村地域の現状の視察，関係者へのヒアリングを実施
7月	函館市グリーン・ツーリズム推進会議への出席 ※商品案を本会議に報告し，委員の意見を商品案に反映
9月	商品案のうち1本で有償のモニターツアーの実施
10月	函館市グリーン・ツーリズム推進会議（以下，推進会議）への出席 ※モニターツアー実施報告，最終商品案の提案等
1月	実施完了報告書提出

(2) 業務期間

契約締結の日から令和7年（2025年）1月31日（金）まで

(3) 農村地域現地調査・ヒアリング調査について

ア 調査時期

令和6年6月頃 ※7月開催予定の第2回推進会議の前に実施

イ 現地調査する農村地域

函館市農村地域活性化基本構想に記載されている農村地域のうちグリーンツーリズム施策の重点地域に指定の「亀尾地域」は必ず含むこととし、その他の地域については任意とする。

《函館市農村地域活性化基本構想HPリンク》 ※農村地域は第3部（P7～P11）に記載

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023112100053/>

ウ ヒアリング調査

現地調査にあわせて農村地域の周辺農業者や住民に対し、ヒアリング調査を実施し、実施可能な高付加価値・滞在型グリーンツーリズムの商品案に調整する。

(4) 商品造成・モニターツアーについて

ア 高付加価値・滞在型がイメージできるグリーンツーリズムの商品案を2本、異なる季節で企画する。

イ 商品案は日帰り、宿泊付きは問わないこととし、宿泊を伴うものについては、函館市内の宿泊施設を利用するものとする。

ウ (3)で実施する現地調査・ヒアリング調査結果を踏まえた商品案2本を造成する。

エ 7月開催予定の第2回推進会議に出席し、商品案について説明の上、委員から意見を聴取し、商品案を調整する。

オ 商品案2本のうち1本について、有償のモニターツアーを実施する。

カ モニターツアーの募集人数は10名程度とし、対象者の年齢、性別、住所等属性は問わないものとするが、当該事業の目的に合致するよう提案の上、実施すること。

キ モニターツアーの実施時期は9月頃とする。

ク モニターツアー実施後、参加者からアンケートを取ることに。

ケ モニターツアー実施後、10月開催予定の第3回推進会議に出席し、実施内容の報告をするとともに、商品のブラッシュアップに向けて委員から意見を聴取する。

※参考: 推進会議で実施したモニターツアー等の内容

令和5年10月	秋のテストツアー	<ul style="list-style-type: none">・酒米生産者および地酒生産者の講話・地元野菜の収穫体験・そば打ち体験・そばと地酒のマリアージュ
令和6年2月	冬のテストイベント	<ul style="list-style-type: none">・地酒と地元食材のマリアージュ・かつぼ酒体験
令和6年5月	春のモニターツアー	<ul style="list-style-type: none">・酒米生産者による講話および酒米田植え体験・地元食材（鹿肉、アスパラ）と地酒のマリアージュ・地元道南杉を使った器制作の実演・体験
令和6年9月	夏のモニターツアー	<ul style="list-style-type: none">・醸造用ぶどう圃場散策・圃場でのワインの試飲

(5) 事業実施における事務内容等について

ア 受託業者は現地調査、ヒアリング調査および商品造成にあたり、市をはじめ農業者や関係事業者等との諸調整を行う。

イ モニターツアーの実施にあたり、添乗員、コーディネーター等必要となる人物の手配を行い、参加者の移動、体験、宿泊などの時間を記載した日程表を作成して進行を管理する。

ウ モニターツアーについて、商品化を見据えた料金を設定し、有償で実施すること。

エ 現地調査およびヒアリング調査に係る調査人件費、商品造成に係る諸経費、添乗員等の手配に要する経費のほか、事業実施に係る経費を計上する。

オ その他疑義が生じた場合は市と協議する。

(6) 業務報告書の提出

業務終了後、すみやかに業務報告書（紙媒体1部、電子媒体1部（USBメモリ等））を作成して提出することとし、次の事項を掲載すること。

ア 業務概要

(ア) 業務名称

(イ) 業務目的

(ウ) 業務主体

(エ) 業務期間

(オ) 業務内容

イ 業務実施内容

(ア) 農村地域現地調査内容（調査地域・調査項目等）・結果

(イ) ヒアリング調査内容（対象者・調査項目等）・結果

(ウ) 商品造成内容（推進会議での意見聴取等内容、商品案、最終案等）

(エ) モニターツアー実施内容（参加者情報、実施内容等）・結果（アンケート結果等）

(オ) その他必要事項

ウ 業務分析

業務評価（モニターツアー参加者からのアンケート等から農村地域の魅力や課題抽出等）

エ その他の特筆すべき事項

オ まとめと今後の展開について

(7) その他

その他、業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、別途業務主体と協議の上、決定することとする。

4. 委託料の上限額

3, 300千円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

なお委託料には、企画立案、調査、商品造成、モニターツアー実施等に係る一切の経費を含むものとする。

5. 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり疑義が生じた場合は委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打合せを行うものとする。
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。